

令和7年度

当初予算案等 説明資料

水道局

# 目 次

ページ

令和7年度水道局関係予算案の総括	1
1 予 算 規 模	1
2 業 務 の 予 定 量	1
3 企 業 債 残 高	1
4 主 要 事 業 の 概 要	2
I 水 道 事 業 会 計	8
1 需 給 計 画 表	8
2 業 務 の 予 定 量	9
3 料 金 収 入	9
4 水 道 事 業 会 計 予 算 案	10
5 水 道 事 業 会 計 予 算 案 の 内 訳	14
6 水 道 事 業 の 財 政 状 況	26
II 一 般 会 計 予 算 案 の 概 要	30
III 工 業 用 水 道 事 業 会 計	32
1 需 給 計 画 表	32
2 業 務 の 予 定 量	32
3 料 金 収 入	32
4 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算 案	33
5 工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算 案 の 内 訳	36
6 工 業 用 水 道 事 業 の 財 政 状 況	40
IV 条 例 案 の 概 要	44
1 議 案 第 80 号 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例案	
2 議 案 第 81 号 福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を 改正する条例案	
V 令 和 7 年 度 組 織 図 ( 案 )	53
参考資料	
1 令 和 7 年 度 水 道 料 金 用 途 別 内 訳 ( 対 令 和 6 年 度 当 初 予 算 比 較 )	54
2 令 和 7 年 度 補 助 金 の 支 出 に つ い て	57

# 令和7年度水道局関係予算案の総括

- ・ 議案第32号 令和7年度福岡市一般会計予算案
- ・ 議案第49号 令和7年度福岡市水道事業会計予算案
- ・ 議案第50号 令和7年度福岡市工業用水道事業会計予算案

## 1 予算規模

区 分	令和7年度	令和6年度	増減(△)額	伸び率
一 般 会 計	千円 2,055,365	千円 1,508,931	千円 546,434	% 36.2
水 道 事 業 会 計	69,148,770	69,041,620	107,150	0.2
工業用水道事業会計	614,691	439,823	174,868	39.8

## 2 業務の予定量

区 分	水 道 事 業 会 計	工業用水道事業会計
給 水 戸 数 ( 事 業 所 数 )	984,583 戸	30 事業所
年 間 総 給 水 量	156,798,315 m <sup>3</sup>	3,119,547 m <sup>3</sup>
一 日 平 均 給 水 量	429,634 m <sup>3</sup>	8,547 m <sup>3</sup>
料 金 収 入	35,951,399 千円	232,891 千円

※水道事業会計の料金収入は小呂島地区簡易水道事業を含む。

※工業用水道事業会計の料金収入はメーター使用料を含む。

## 3 企業債残高

区 分	水 道 事 業 会 計	工業用水道事業会計
令 和 7 年 度 末	(3.2倍) 105,823,889 千円	(15.4倍) 3,262,278 千円
令 和 6 年 度 末	(3.3倍) 106,280,827 千円	(14.5倍) 3,062,836 千円
差 引	△ 456,938 千円	199,442 千円

※上段( )書きは、給水収益・企業債残高比率(企業債残高/給水収益(税抜))

※水道事業会計の給水収益は小呂島地区簡易水道事業を除く。

※工業用水道事業会計の給水収益はメーター使用料を含む。

## 4 主要事業の概要

(1) 水の安定供給と節水型都市づくりの推進 19,674,984千円

ア 水道施設の維持・更新 18,461,782千円

安定給水を図るため、水道施設の計画的、効果的な維持補修等により、施設の長寿命化を図りながら、水道施設の維持・更新を行う。配水管の整備については、埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるよう、計画的に更新するとともに、水源・浄水場の整備については、夫婦石浄水場設備や南畑系導水管の更新等を実施する。

また、浄水場の再編については、引き続き、乙金浄水場の増強や高宮系送水管の整備等を推進する。

イ 水の有効利用 1,213,202千円

限りある水資源を有効に利用するため、配水管の流量や水圧を集中コントロールしている配水調整システムに係る遠方監視制御装置を計画的に更新するなど、効率的な水運用を行う。

また、公道部に埋設された配水管と給水管について、従来の調査手法に加え、新技術を活用し、計画的に漏水調査を行い、漏水の早期発見に努めるとともに、老朽化した給水管を取り替えるなど、効果的な漏水対策に取り組む。

さらに、異常漏水の経験を風化させることなく、「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民（社会）全体に継承されるよう、効果的な広報を継続的に実施する。

(単位：千円)

事業名	令和7年度	令和6年度	比較増減	事業内容
ア 水道施設の維持・更新	18,461,782	19,240,642	△778,860	
配水管の整備	11,985,597	11,914,126	71,471	配水管の整備 45km
水源・浄水場の整備	4,590,099	2,492,916	2,097,183	夫婦石浄水場脱水機設備の更新 南畑系導水管の更新 0.3km 等
浄水場の再編	1,886,086	4,833,600	△2,947,514	乙金浄水場の増強 高宮系送水管の整備 等
イ 水の有効利用	1,213,202	1,060,502	152,700	
配水調整システムの整備	259,767	199,396	60,371	遠方監視制御装置の更新 14箇所 等
漏水防止調査	269,016	233,369	35,647	基幹管路を含む漏水調査 調査延長 2,880km 等
給水管の漏水対策	676,069	617,910	58,159	漏水発生給水管応急修理 1,300件 漏水防止給水管取替 1,350件
「水をたいせつに」 広報の推進	8,350	9,827	△1,477	水をたいせつにキャンペーン 「水とわたしたち」(小学生社会科副読本)の発行 等
合計	19,674,984	20,301,144	△626,160	

(2) 安全で良質な水道水の供給

192,716千円

ア 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携・協力

62,374千円

より安全で良質な水道原水を安定的に確保するため、市内の水源かん養林について、計画的な人工林の主伐、伐竹等による整備やドローン等による点検を実施するとともに、100年後の水源かん養林のあり方を見据えて、「福岡市水道水源かん養林整備計画」を改定する。

また、市外の福岡市関連ダムの水源かん養林の整備を支援する。

さらに、水源地域・流域との連携・相互理解を図るため、植樹や下草刈り等の活動を通じた交流事業を実施する。

イ 水質管理の充実

127,747千円

安全で良質な水道水をじゃ口までお届けするため、水質検査機器の計画的な更新や水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）に基づく精度の高い水質検査を行うなど、検査体制の充実を図る。

また、国の水質基準等よりも厳しく設定した独自の水質目標を掲げ、市内要所の配水管に設置した連続水質監視装置で水質を常時監視し、水道水の残留塩素濃度をきめ細かに調整するなど、水質管理の徹底に努める。

ウ 給水栓における水質保持

2,595千円

お客さまに水道水を安心してご利用いただくため、小規模貯水槽（有効容量 10m<sup>3</sup>以下）の設置者に対して、管理に関する啓発資料を送付し、清掃や点検の実施状況の確認を行うとともに、アドバイスを実施する。

また、直結式給水の普及を促進するため、「直結給水相談窓口」において相談内容に応じたアドバイスを実施するとともに、関係団体と連携した広報活動を行う。

(単位：千円)

事業名	令和7年度	令和6年度	比較増減	事業内容
ア 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携・協力	62,374	57,724	4,650	
水源かん養林の整備	60,359	55,688	4,671	市内水源かん養林の整備 33ha 等
水源地域・流域との交流	2,015	2,036	△21	朝倉市、日田市、吉野ヶ里町等での交流事業の実施 等
イ 水質管理の充実	127,747	68,519	59,228	P F A S 検査用分析機器の更新 水質検査計画の策定 等
ウ 給水栓における水質保持	2,595	2,462	133	小規模貯水槽の適正管理の啓発 (啓発資料送付 3,800 件 等) 直結式給水の普及促進 (直結給水相談 等)
合計	192,716	128,705	64,011	

(3) 危機管理対策の推進

895,839千円

ア 地震等災害対策の推進

841,262千円

災害発生時においてもライフラインとしての機能が維持できるよう、管の更新時には全て、地震の揺れに強い耐震管を使用するとともに、重要給水施設等への給水ルートの耐震化について、新たに一時避難所等を対象施設とした「第2次耐震ネットワーク工事」を計画的に進める。

また、近年の豪雨災害等の頻発化・激甚化を踏まえ、浸水・土砂災害等への備えとして、夫婦石浄水場の土石流対策や水道局本庁舎の電源喪失対策の工事等に着手する。

イ 事故・テロ等対策の推進

45,976千円

水道施設のセキュリティを確保するため、機械警備やカメラによる監視を継続するとともに、水道原水への油混入等による水質事故を未然に防止するため、取水場や浄水場等に設置した水質計器により、24時間体制で水道原水の水質監視を行う。

ウ 危機管理体制等の充実

8,601千円

大規模な災害や事故の発生により、水道施設に多大な被害が生じた場合でも、市民生活等への影響を最小限にとどめるため、各種危機管理マニュアルを踏まえた実践的な研修・訓練等を実施するとともに、広域的な連携体制を強化するなど、災害時応急体制の充実に取り組む。

(単位：千円)

事業名	令和7年度	令和6年度	比較増減	事業内容
ア 地震等災害対策の推進	841,262	473,224	368,038	
第2次耐震ネットワーク工事の推進	780,464	—	780,464	12 施設完了 (累計 90 施設 進捗率 13.3%)
〔耐震ネットワーク工事の推進〕	—	450,824	△450,824	令和6年度事業完了 (累計 256 施設 進捗率 100%)
重要施設の耐水化	60,798	22,400	38,398	夫婦石浄水場の土石流対策の実施
イ 事故・テロ等対策の推進	45,976	145,132	△99,156	
水道施設のセキュリティの確保	34,450	46,095	△11,645	浄水場等の機械警備 甘水取水場監視カメラ更新の設計 等
水道原水の監視	11,526	99,037	△87,511	油検知器の保守点検 等
ウ 危機管理体制等の充実	8,601	52,539	△43,938	大都市水道局合同防災訓練等への参加 給水基地の更新 等
合計	895,839	670,895	224,944	

(4) 安定経営の持続

210,274千円

ア お客さまとのコミュニケーションの推進とサービスの向上 53,670千円

お客さまの水道事業に対する理解と信頼が深まるよう、広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなど様々な広報媒体、イベントを通して、積極的に情報を発信するとともに、対象に合わせた広報媒体を選択するなど、戦略的な広報に取り組む。

また、水道の使用開始から中止までの手続き等を一括してできる水道局アプリの利用者の拡大を図り、お客さまサービスの向上に取り組む。

イ 経営の効率化 26,282千円

水道事業のあらゆる分野において、ICT等を積極的に活用することにより、業務の効率性・生産性の向上や、迅速で利便性の高いサービスの実現を目指し、「水道DX」を推進する。

ウ 人材育成の推進 27,240千円

職場における仕事を通じた職員の指導・育成(OJT)をはじめ、水道技術研修所における実技研修等を実施し、技術力の向上を図るとともに、DX人材の育成に取り組む。

また、JICA(独立行政法人国際協力機構)等と連携し、開発途上国への技術協力等を通して、現地の給水環境の改善に寄与するとともに、職員の水道技術や知識のさらなる向上を図る。

さらに、水道局実技研修に他水道事業体職員を受け入れるなど、水道事業を支える関係者の水道技術の維持向上に取り組む。

エ 環境に配慮した事業運営 103,082千円

脱炭素社会の実現に向けて、省エネ・省資源対策を推進するとともに、再生可能エネルギー由来電力の調達や、夫婦石浄水場へのPPA方式による太陽光発電の導入拡大、デマンドレスポンスの実施等に取り組む。

(単位：千円)

事業名	令和7年度	令和6年度	比較増減	事業内容
ア お客さまとのコミュニケーションの推進とサービスの向上	53,670	53,146	524	
積極的な情報提供	26,818	27,725	△907	広報紙「みずだより」の発行 こども水道教室の実施 等
ICTを活用したサービスの向上	26,852	25,421	1,431	口座振替等のWEB申込み手続き アプリでのスマートフォン決済 等
イ 経営の効率化	26,282	20,068	6,214	IoTセンサを活用した漏水調査 スマートグラス等を活用した遠隔 作業支援 等
ウ 人材育成の推進	27,240	25,178	2,062	
技術の継承等による人材育成	21,156	20,859	297	水道技術研修所での実技研修や 職員研究発表会の開催 等
国際貢献活動	6,084	4,319	1,765	開発途上国への技術協力 等
エ 環境に配慮した事業運営	103,082	108,268	△5,186	再生可能エネルギー由来電力の 調達 等
合計	210,274	206,660	3,614	

(5) 工業用水の安定供給と安定経営の持続

237,770 千円

工業用水の安定供給を図るため、老朽化した管路や浄水場設備の計画的な更新を行う。

また、工業用水道事業の安定的な経営を持続させるため、民間活力の活用等による経営の効率化を図るとともに、既存ユーザーへの契約水量増量の働きかけや新規顧客の開拓など、引き続き需要の拡大に取り組む。

(単位：千円)

事業名	令和7年度	令和6年度	比較増減	事業内容
配水管整備事業	85,770	102,667	△16,897	配水支管の更新 142m
浄水場整備事業	152,000	6,199	145,801	金島浄水場汚泥掻寄機設備の更新
合計	237,770	108,866	128,904	



# I 水道事業会計

## 1 需給計画表

項 目	令和7年度 予 算 案	令和6年度 最終予算	令和5年度 決 算	令和4年度 決 算
給水人口 (人) (3/31現在)	1,653,500	1,649,300	1,638,900	1,626,200
給水戸数 (戸) (3/31現在)	984,500	970,700	957,934	945,127
一日平均給水量 ( $m^3$ )	429,600	422,200	421,990	418,187
施設能力 ( $m^3$ / 日)	780,900	780,900	780,900	780,900

※小呂島地区簡易水道事業を除く。

## 2 業務の予定量

項 目		令和7年度	令和6年度	差 引
給水戸数 (戸)	上 水 道	984,500	970,700	13,800
	小呂島地区 簡易水道	83	81	2
	計	984,583	970,781	13,802
年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	上 水 道	156,786,000	154,103,000	2,683,000
	小呂島地区 簡易水道	12,315	12,200	115
	計	156,798,315	154,115,200	2,683,115
一日平均 給水量 (m <sup>3</sup> )	上 水 道	429,600	422,200	7,400
	小呂島地区 簡易水道	34	33	1
	計	429,634	422,233	7,401

## 3 料金収入

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和6年度	差 引
給 水 収 益	35,949,100	35,245,100	704,000
小呂島地区簡易 水道事業収益	2,299	2,267	32
計	35,951,399	35,247,367	704,032

#### 4 水道事業会計予算案

##### (1) 収益の収入及び支出

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度	令和6年度	増減(△)額	伸び率
水道事業収益	1. 営業収益	36,167,168	35,478,668	688,500	1.9
	2. 営業外収益	5,277,754	4,789,458	488,296	10.2
	3. 特別利益	12,518	14,420	△ 1,902	△ 13.2
	収益計	41,457,440	40,282,546	1,174,894	2.9
水道事業費用	1. 営業費用	33,239,337	32,136,443	1,102,894	3.4
	2. 営業外費用	1,595,371	1,950,929	△ 355,558	△ 18.2
	3. 特別損失	38,502	35,061	3,441	9.8
	4. 予備費	50,000	50,000	—	—
	費用計	34,923,210	34,172,433	750,777	2.2
収益・費用差引		6,534,230	6,110,113	424,117	

## (2) 資本的収入及び支出

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度	令和6年度	増減(△)額	伸び率
資本的収入	1. 企業債	6,863,000	7,420,000	△ 557,000	△ 7.5
	2. 補助金	390,302	1,625,234	△ 1,234,932	△ 76.0
	3. 出資金	1,918,298	1,365,908	552,390	40.4
	4. 負担金	347,054	680,298	△ 333,244	△ 49.0
	5. 加入金	905,344	915,310	△ 9,966	△ 1.1
	6. 預託金返還金	6,000	6,000	—	—
	7. その他の資本的収入	232,080	340,968	△ 108,888	△ 31.9
	収入計	10,662,078	12,353,718	△ 1,691,640	△ 13.7
資本的支出	1. 建設改良費	19,840,715	20,658,280	△ 817,565	△ 4.0
	2. 償還金	7,319,938	7,427,108	△ 107,170	△ 1.4
	3. 出資金	514,605	657,614	△ 143,009	△ 21.7
	4. 預託金	6,000	6,000	—	—
	5. 国庫補助金返還金	72	72	—	—
	6. 予備費	10,000	10,000	—	—
	支出計	27,691,330	28,759,074	△ 1,067,744	△ 3.7
収入・支出差引		△ 17,029,252	△ 16,405,356	△ 623,896	

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備工事	令和8年度	千円 3,600,000
水源・浄水場設備工事 (夫婦石浄水場外)	令和8年度	3,626,000
高宮系送水管連絡工事	令和8年度	117,000
小呂島簡易水道のり面本復旧工事	令和8年度	225,000
配水施設設備工事	令和8年度	201,000
水道局本庁舎設備工事	令和8年度	200,000

(4) 企業債限度額 6,863,000千円

(5) 一時借入金借入限度額 8,000,000千円

(6) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用」とする。

(7) 他会計からの補助金  
一般会計補助金 59,091千円

(8) 利益剰余金の予定処分  
減債積立金 2,507,057千円

(9) たな卸資産購入限度額  
500,000千円

(10) 重要な資産の取得

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

(種類)	(名称)	(数量)
工具・器具及び備品	液体クロマトグラフ質量分析計	1台

## 5 水道事業会計予算案の内訳

### (1) 収益的収入及び支出

#### ア 収入

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1.水道事業収益	千円 41,457,440	千円 40,282,546	千円 1,174,894	% 102.9
1.営業収益	36,167,168	35,478,668	688,500	101.9
1.給水収益	35,949,100	35,245,100	704,000	102.0
2.小呂島地区簡易水道事業収益	2,299	2,267	32	101.4
3.その他の営業収益	215,769	231,301	△ 15,532	93.3
2.営業外収益	5,277,754	4,789,458	488,296	110.2
1.受取利息	1	1	—	100.0
2.補助金	56,689	55,097	1,592	102.9
3.負担金	2,500,315	2,107,261	393,054	118.7
4.使用料	98,678	88,271	10,407	111.8
5.補償金	140,284	148,739	△ 8,455	94.3
6.長期前受金入戻	2,371,139	2,298,093	73,046	103.2
7.雑収益	110,648	91,996	18,652	120.3
3.特別利益	12,518	14,420	△ 1,902	86.8
1.固定資産売却益	1	1	—	100.0
2.過年度損益修正	12,517	14,419	△ 1,902	86.8

主 な 内 容			
	7 年 度	6 年 度	千円 増減
水道料金収入			
水道料金収入			
手数料 分担金等	144,147 71,622	144,354 86,947	△ 207 △ 15,325
貸付金利息			
職員への児童手当に対する補助金	38,009	28,170	9,839
水道水源かん養事業補助金	12,575	20,181	△ 7,606
福岡地区水道企業団補助金	5,432	5,923	△ 491
森林総合整備補助金等	673	823	△ 150
下水道使用料徴収費等負担金	1,894,339	1,631,442	262,897
浄水場維持管理費等負担金	499,817	371,296	128,521
簡易水道経営費等負担金	53,388	59,159	△ 5,771
消火栓関係負担金	52,771	45,364	7,407
庁舎等使用料			
下水道整備工事に伴う配水管移仮設等の補償金			
過去に建設改良費に充てた補助金等に係る当年度収益化に伴う戻入益			
物品売却等収入（売電、主伐材、量水器、広告等）	69,378	57,935	11,443
技能講習会等に係る受託等収入	14,872	14,846	26
管破損賠償金等収入	4,234	4,233	1
受益者負担金等その他収入	22,164	14,982	7,182
過年度分の損益修正益			

イ 支 出

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1.水道事業費用	千円 34,923,210	千円 34,172,433	千円 750,777	% 102.2
1.営業費用	33,239,337	32,136,443	1,102,894	103.4
1.原水及び浄水費	12,031,242	11,473,811	557,431	104.9
2.配水費	2,518,637	2,384,400	134,237	105.6
3.給水費	2,070,716	1,933,709	137,007	107.1
4.量水器費	670,165	655,517	14,648	102.2
5.業務費	2,483,520	2,359,015	124,505	105.3
6.総係費	1,539,916	1,727,908	△ 187,992	89.1

主 な 内 容			
	7 年 度	6 年 度	千円 増減
(ダム、浄水場等施設の維持管理に要する費用及び受水費)			
給与費 173人分	1,225,593	1,153,896	71,697
受水費	6,421,057	6,363,456	57,601
施設等の修繕費	1,234,353	748,169	486,184
計装設備点検等委託料	965,845	888,097	77,748
動力費	799,697	932,417	△ 132,720
薬品費	494,480	421,907	72,573
ダム管理費等負担金	330,224	407,105	△ 76,881
福岡地区水道企業団への補助金	5,432	5,923	△ 491
その他の経費 (材料費、交付金等)	554,561	552,841	1,720
(配水管等施設の維持管理及び配水管移仮設等に要する費用)			
給与費 113人分	868,810	837,462	31,348
漏水防止調査業務等委託料	801,042	754,123	46,919
移仮設等工事費(修繕費、材料費、補償費)	665,014	619,558	45,456
その他の経費 (配水調整経費等)	183,771	173,257	10,514
(給水装置その他附属設備の維持管理に要する費用)			
給与費 40人分 (うち、サービス公社派遣職員 21人)	256,490	239,370	17,120
漏水防止給水管取替工事等修繕費	1,336,436	1,264,921	71,515
給水装置等適正管理業務等委託料	437,494	400,366	37,128
その他の経費	40,296	29,052	11,244
(量水器の維持管理及び取替に要する費用)			
給与費 6人分 (うち、サービス公社派遣職員 4人)	42,735	39,569	3,166
水道メーター維持管理業務委託料	402,840	370,476	32,364
量水器検定修理委託料	105,545	100,813	4,732
その他の経費	119,045	144,659	△ 25,614
(検針及び料金の調定並びに収納等に要する費用)			
給与費 36人分	257,733	247,071	10,662
営業所業務民間委託料	1,100,212	1,052,449	47,763
営業所業務の運営等に要する経費	520,446	481,818	38,628
お客さまセンターの運営等経費	272,403	256,778	15,625
電算事務経費	200,669	192,426	8,243
その他の経費 (収納事務費等)	132,057	128,473	3,584
(水道広報費及び事業活動の全般に関連する一般管理費)			
給与費 102人分	958,182	1,159,896	△ 201,714
庁舎管理経費(光熱水費、委託料、修繕費等)	171,690	173,408	△ 1,718
電算事務経費	152,510	112,517	39,993
水道広報費	42,787	43,170	△ 383
その他一般管理経費	214,747	238,917	△ 24,170

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
	千円	千円	千円	%
7. 小呂島地区 簡易水道事業費	41,940	51,727	△ 9,787	81.1
8. 減価償却費	11,454,780	11,312,451	142,329	101.3
9. 資産減耗費	428,421	237,905	190,516	180.1
2. 営業外費用	1,595,371	1,950,929	△ 355,558	81.8
1. 支払利息	1,280,956	1,329,333	△ 48,377	96.4
2. 企業 取扱諸 債費	11,366	11,992	△ 626	94.8
3. 消費 税	296,711	605,717	△ 309,006	49.0
4. 雑 支出	6,338	3,887	2,451	163.1
3. 特別損失	38,502	35,061	3,441	109.8
1. 過 年度 修正 損 益 損	38,501	35,060	3,441	109.8
2. そ の 特 別 損 他 失	1	1	—	100.0
4. 予 備 費	50,000	50,000	—	100.0
1. 予 備 費	50,000	50,000	—	100.0

主 な 内 容			
	7 年 度	6 年 度	千円 増減
小呂島地区簡易水道の維持管理費			
有形固定資産減価償却費	10,343,645	10,201,316	142,329
無形固定資産減価償却費	1,111,135	1,111,135	—
配水管除却費等			
企業債利息	1,274,956	1,323,333	△ 48,377
借入金利息	6,000	6,000	—
企業債の借入れ及び償還に要する手数料			
消費税及び地方消費税の納付税額			
水道料金還付金に係る還付加算金等			
過年度分の損益修正損			

(2) 資本的収入及び支出  
ア 収入

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1.資本的収入	千円 10,662,078	千円 12,353,718	千円 △ 1,691,640	% 86.3
1.企業債	6,863,000	7,420,000	△ 557,000	92.5
1.企業債	6,863,000	7,420,000	△ 557,000	92.5
2.補助金	390,302	1,625,234	△ 1,234,932	24.0
1.国庫補助金	377,547	1,612,769	△ 1,235,222	23.4
2.一般会計補助金	3,075	—	3,075	皆増
3.その他補助金	9,680	12,465	△ 2,785	77.7
3.出資金	1,918,298	1,365,908	552,390	140.4
1.一般会計出資金	1,918,298	1,365,908	552,390	140.4
4.負担金	347,054	680,298	△ 333,244	51.0
1.一般会計負担金	23,378	28,260	△ 4,882	82.7
2.工事負担金	323,676	652,038	△ 328,362	49.6
5.加入金	905,344	915,310	△ 9,966	98.9
1.加入金	905,344	915,310	△ 9,966	98.9
6.預託金返還金	6,000	6,000	—	100.0
1.預託金返還金	6,000	6,000	—	100.0
7.その他の資本的収入	232,080	340,968	△ 108,888	68.1
1.固定資産売却代	1	1	—	100.0
2.補償金	232,079	340,967	△ 108,888	68.1

主 な 内 容			
	7 年 度	6 年 度	千円 増減
配水施設整備事業費充当債	4,671,000	4,455,000	216,000
水源・浄水場整備事業費充当債	1,920,000	2,739,000	△ 819,000
小呂島簡易水道整備事業費充当債	272,000	226,000	46,000
浄水場再編事業に対する国庫補助金	286,569	1,023,361	△ 736,792
水源・浄水場整備事業に対する国庫補助金	69,955	225,977	△ 156,022
配水施設整備事業に対する国庫補助金	21,023	142,700	△ 121,677
小呂島簡易水道整備事業に対する国庫補助金	—	220,731	△ 220,731
水道水源かん養事業補助金			
森林総合整備補助金			
水道管路耐震化事業等に対する出資金	1,403,693	708,294	695,399
福岡地区水道企業団への出資金	514,605	657,614	△ 143,009
小呂島簡易水道整備事業に対する負担金			
配水管整備事業等に対する負担金			
水道加入金			
給水工事資金融資預託金返還金			
下水道整備工事に伴う配水管移仮設等の補償金			

イ 支 出

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1. 資 本 的 支 出	千円 27,691,330	千円 28,759,074	千円 △ 1,067,744	% 96.3
1. 建 設 改 良 費	19,840,715	20,658,280	△ 817,565	96.0
1. 配 水 施 設 費 整 備 事 業 費	12,245,364	12,124,879	120,485	101.0
2. 水 源 ・ 浄 水 場 費 整 備 事 業 費	6,476,185	7,326,516	△ 850,331	88.4
3. 小 呂 島 簡 易 水 道 費 整 備 事 業 費	273,155	449,484	△ 176,329	60.8
4. 設 備 費	728,509	672,747	55,762	108.3
5. 建 設 利 息	117,502	84,654	32,848	138.8
2. 償 還 金	7,319,938	7,427,108	△ 107,170	98.6
1. 企 業 債 償 還 金	7,319,938	7,427,108	△ 107,170	98.6
3. 出 資 金	514,605	657,614	△ 143,009	78.3
1. 出 資 金	514,605	657,614	△ 143,009	78.3
4. 預 託 金	6,000	6,000	—	100.0
1. 預 託 金	6,000	6,000	—	100.0

主 な 内 容			
	7年度	6年度	千円 増減
配水管整備事業 給与費 85人分 配水管の整備 45km 設計委託、事務費等 配水調整システム整備事業（遠方監視制御装置の更新等）	11,985,597 (700,623) (10,761,178) (523,796) 259,767	11,914,126    210,753	71,471    49,014
水源・浄水場整備事業 給与費 19人分 夫婦石浄水場脱水機設備更新工事 夫婦石浄水場次亜塩注入設備更新工事 南畑取水場活性炭注入設備更新工事 南畑系導水管更新工事 その他整備工事費等 浄水場再編事業 給与費 15人分 乙金浄水場整備工事費 その他整備工事費等	4,590,099 (162,579) (1,077,881) (616,352) (446,402) (326,613) (1,960,272) 1,886,086 (131,916) (1,701,526) (52,644)	2,492,916       4,833,600	2,097,183       △ 2,947,514
小呂島簡易水道浄水場のり面本復旧工事等			
量水器、水質検査機器等購入費 リース資産購入費 庁舎整備事業 諸施設の更新工事等	282,184 225,463 212,480 8,382	287,958 204,341 167,131 13,317	△ 5,774 21,122 45,349 △ 4,935
浄水場再編事業に係る建設利息			
企業債元金償還金			
福岡地区水道企業団に対する出資金			
給水工事資金融資預託金			

科 目		令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
				金額 A-B	率 A/B
5.	国庫補助金返還金	千円 72	千円 72	千円 -	% 100.0
	1. 国庫補助金返還	72	72	-	100.0
6.	予備費	10,000	10,000	-	100.0
	1. 予備費	10,000	10,000	-	100.0

主  な  内  容
乙金浄水場に係る国庫補助金返還金

## 6 水道事業の財政状況

### 財政収支計画（令和3～6年度）

（消費税抜、単位：千円）

年度	収 益 的 収 入			支 出 ※3	単 年 度 損 益	※2 利 益 処 分	累 積 損 益
	給水収益	その他	計				
	令和3年度 決算	30,804,464	4,590,685	35,395,149	29,984,632	5,410,517	5,410,517
令和4年度 決算	31,474,509	4,734,915	36,209,424	30,640,346	5,569,078	5,569,078	—
令和5年度 決算	32,129,106	4,718,786	36,847,892	31,107,143	5,740,749	5,740,749	—
令和6年度 最終予算	32,041,000	4,831,375	36,872,375	32,081,982	4,790,393	4,790,393	—
※1 4か年計 (A)	[123,199,000] 126,449,079	[18,721,407] 18,875,761	[141,920,407] 145,324,840	[125,094,075] 123,814,103	<b>[16,826,332]</b> <b>21,510,737</b>	[16,826,332] 21,510,737	期間中残高増減 [—] —
令和3～6年度 財政収支見込額と 計画額との差引	3,250,079	154,354	3,404,433	△ 1,279,972	4,684,405	4,684,405	期間中残高増減 —

### 財政収支計画（令和7～10年度）

（消費税抜、単位：千円）

年度	収 益 的 収 入			支 出	単 年 度 損 益	※2 利 益 処 分	累 積 損 益
	給水収益	その他	計				
	令和7年度 予算案	32,681,000	5,265,825	37,946,825	33,068,629	<b>4,878,196</b>	4,878,196
令和8年度 計画	32,795,000	5,095,618	37,890,618	33,650,633	4,239,985	4,239,985	—
令和9年度 計画	32,939,000	5,245,823	38,184,823	34,833,160	3,351,663	3,351,663	—
令和10年度 計画	33,054,000	5,299,686	38,353,686	34,823,011	3,530,675	3,530,675	—
4か年計 (B)	131,469,000	20,906,952	152,375,952	136,375,433	<b>16,000,519</b>	16,000,519	期間中残高増減 —
差 引 (B) - (A)	5,019,921	2,031,191	7,051,112	12,561,330	<b>△ 5,510,218</b>	△ 5,510,218	期間中残高増減 —

※1 [ ] 書きの数値は令和3～6年度財政収支計画の計画額

※2 「利益処分」額には、平成26年度からの公営企業会計基準の適用に伴い、未処分利益剰余金に再計上することとなった、企業債の償還財源として使用した減債積立金取崩額は含めていない。

※3 令和6年度最終予算の収益的支出及び資本的収支には、令和5年度からの繰越額を含む。

(消費税込、単位:千円)

(単位:千円)

資本的収支			補てん財源 ※4		単年度資金 過不足額	累積資金 過不足額	企 業 債 高
※3 収入	※3 支出	資本的収支 過不足額	損益勘定 留保資金等	単年度損益 (長期前受金戻入除く)			
11,916,086	28,047,078	△ 16,130,992	12,758,941	3,197,097	△ 174,954	9,082,927	104,972,337
12,379,061	27,047,370	△ 14,668,309	11,723,788	3,324,080	379,559	9,462,486	104,836,224
12,849,489	26,499,848	△ 13,650,359	11,932,316	3,464,475	1,746,432	11,208,918	104,616,935
15,723,770	37,627,834	△ 21,904,064	17,580,119	2,492,300	△ 1,831,645	9,377,273	106,280,827
[47,904,869] 52,868,406	[113,022,383] 119,222,130	[△65,117,514] △ 66,353,724	[51,787,532] 53,995,164	[7,808,515] 12,477,952	[△5,521,467] 119,392	期間中残高増減 [△5,521,467] 119,392	期間中残高増減 [△270,965] 169,180
4,963,537	6,199,747	△ 1,236,210	2,207,632	4,669,437	5,640,859	期間中残高増減 5,640,859	期間中残高増減 440,145

(消費税込、単位:千円)

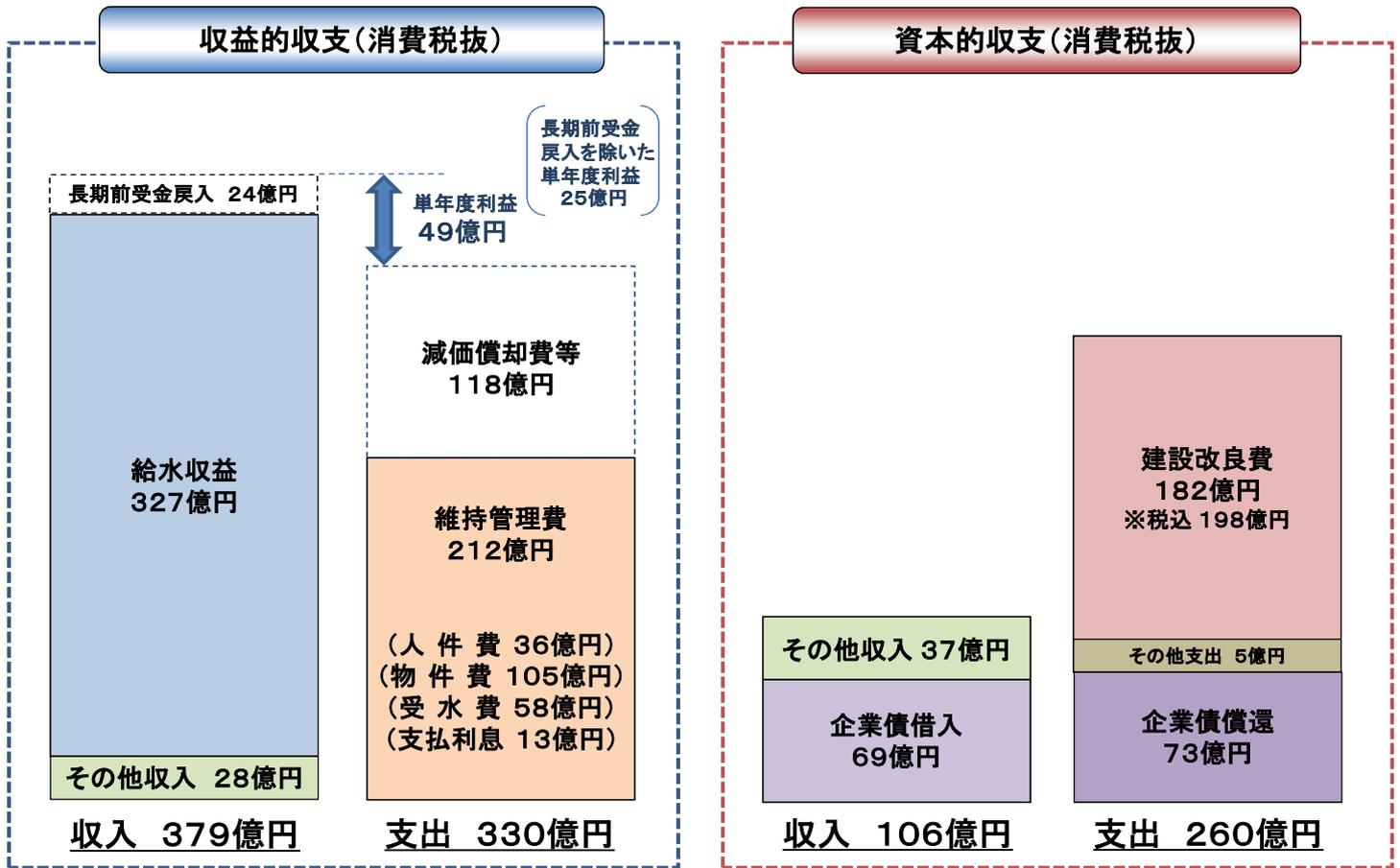
(単位:千円)

資本的収支			補てん財源 ※4		単年度資金 過不足額	累積資金 過不足額	企 業 債 高
収入	支出	資本的収支 過不足額	損益勘定 留保資金等	単年度損益 (長期前受金戻入除く)			
10,662,078	27,691,330	△ 17,029,252	13,525,470	2,507,057	△ 996,725	8,380,548	105,823,889
12,472,481	32,168,935	△ 19,696,454	14,239,956	1,918,639	△ 3,537,859	4,842,689	105,623,737
13,042,650	29,753,774	△ 16,711,124	14,994,360	789,561	△ 927,203	3,915,486	105,433,427
10,505,844	26,720,705	△ 16,214,861	15,232,041	909,717	△ 73,103	3,842,383	105,161,204
46,683,053	116,334,744	△ 69,651,691	57,991,827	6,124,974	△ 5,534,890	期間中残高増減 △ 5,534,890	期間中残高増減 △ 1,119,623
△ 6,185,353	△ 2,887,386	△ 3,297,967	3,996,663	△ 6,352,978	△ 5,654,282	期間中残高増減 △ 5,654,282	期間中残高増減 △ 1,288,803

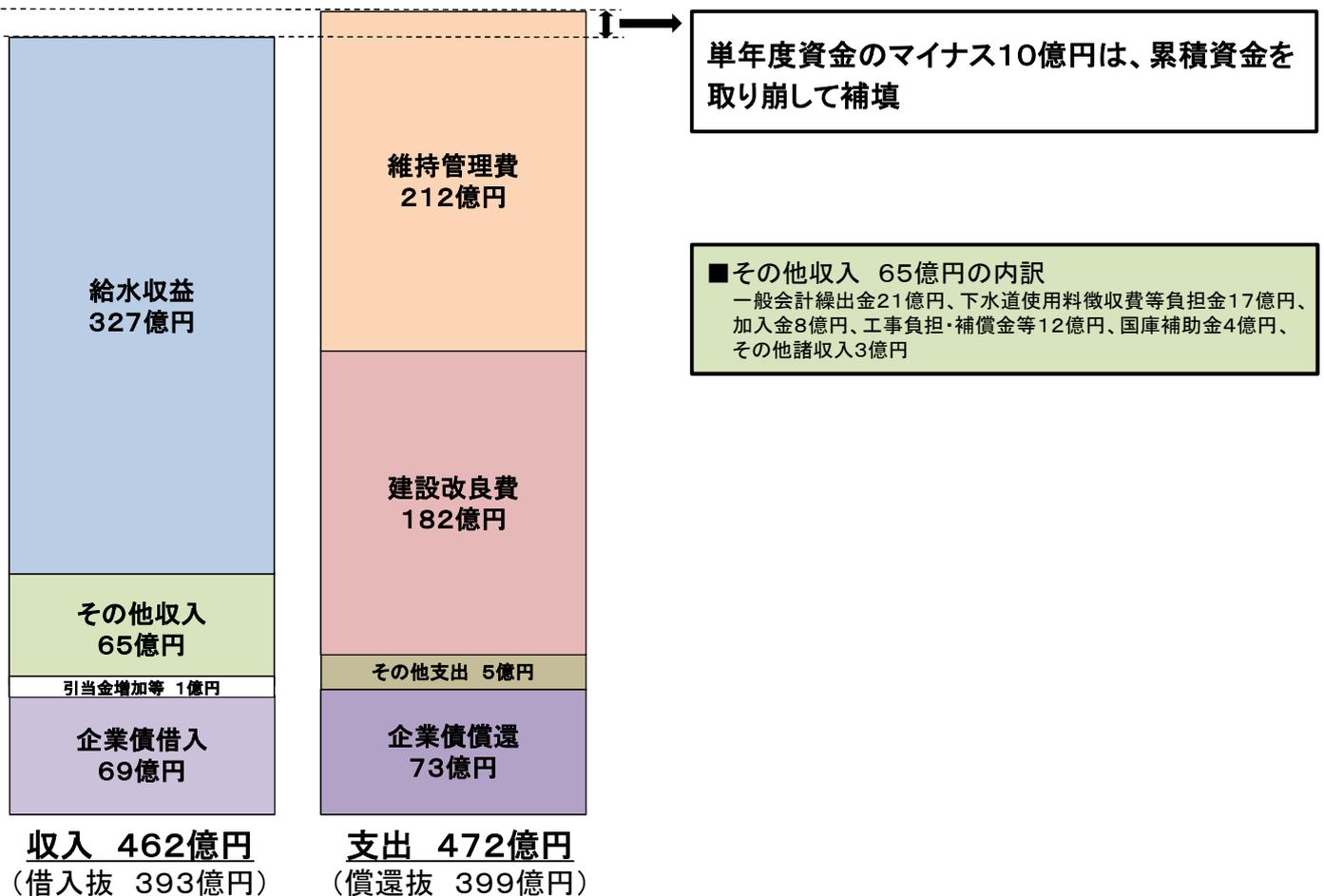
※4 「補てん財源」とは、収益的収支において現金の支出を必要としない減価償却費等の費用を計上していることなどにより企業内部に留保された資金で、これにより企業債の償還などによって生じる資本的収支不足額を補てんするもの

# 《参考》水道事業の財政状況（図解）

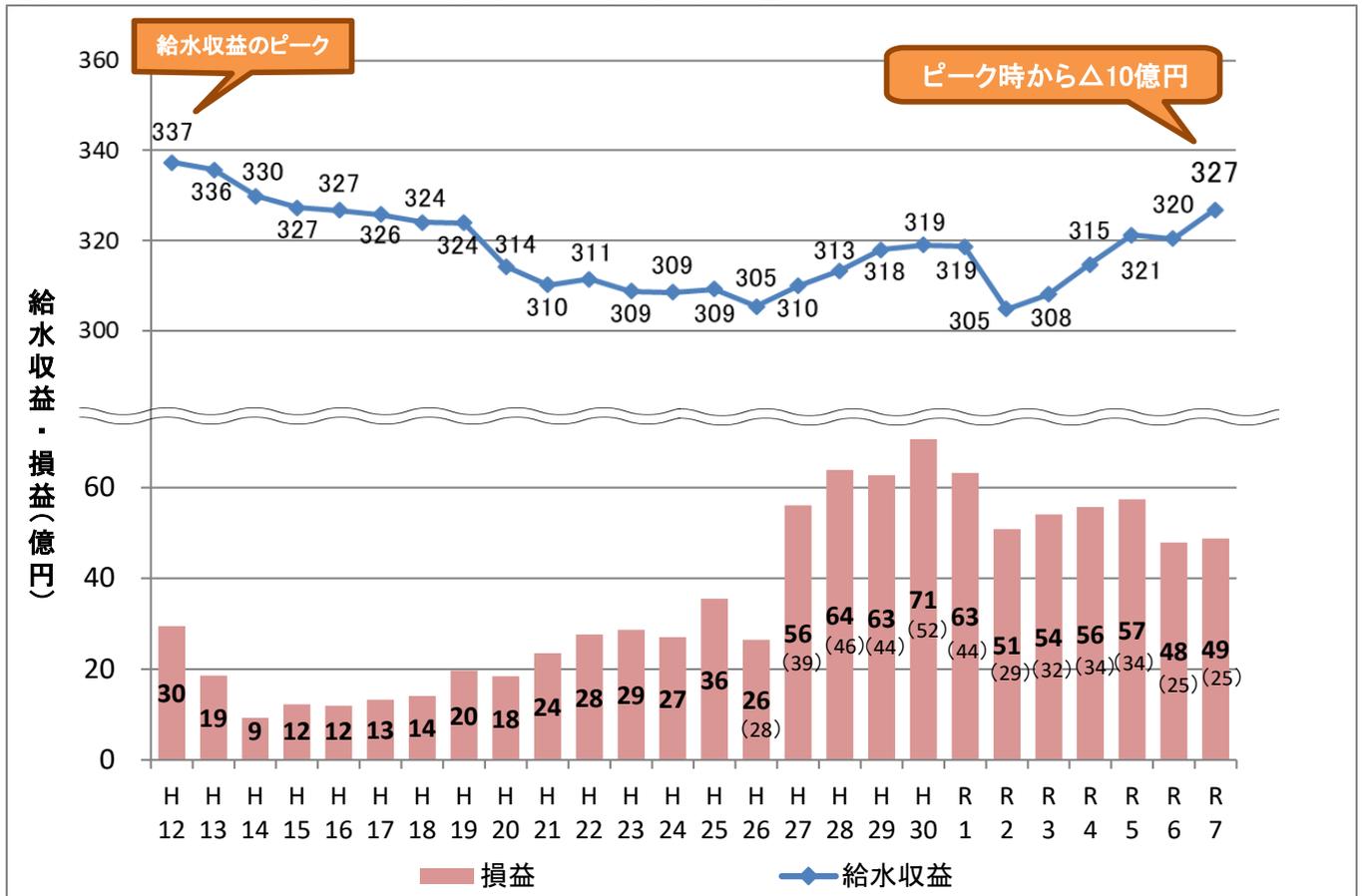
## 【予算ベースの収支】



【資金収支（一般会計と同様の現金会計ベース）】＝収益的収支＋資本的収支－非現金収支（長期前受金戻入、減価償却費等）等

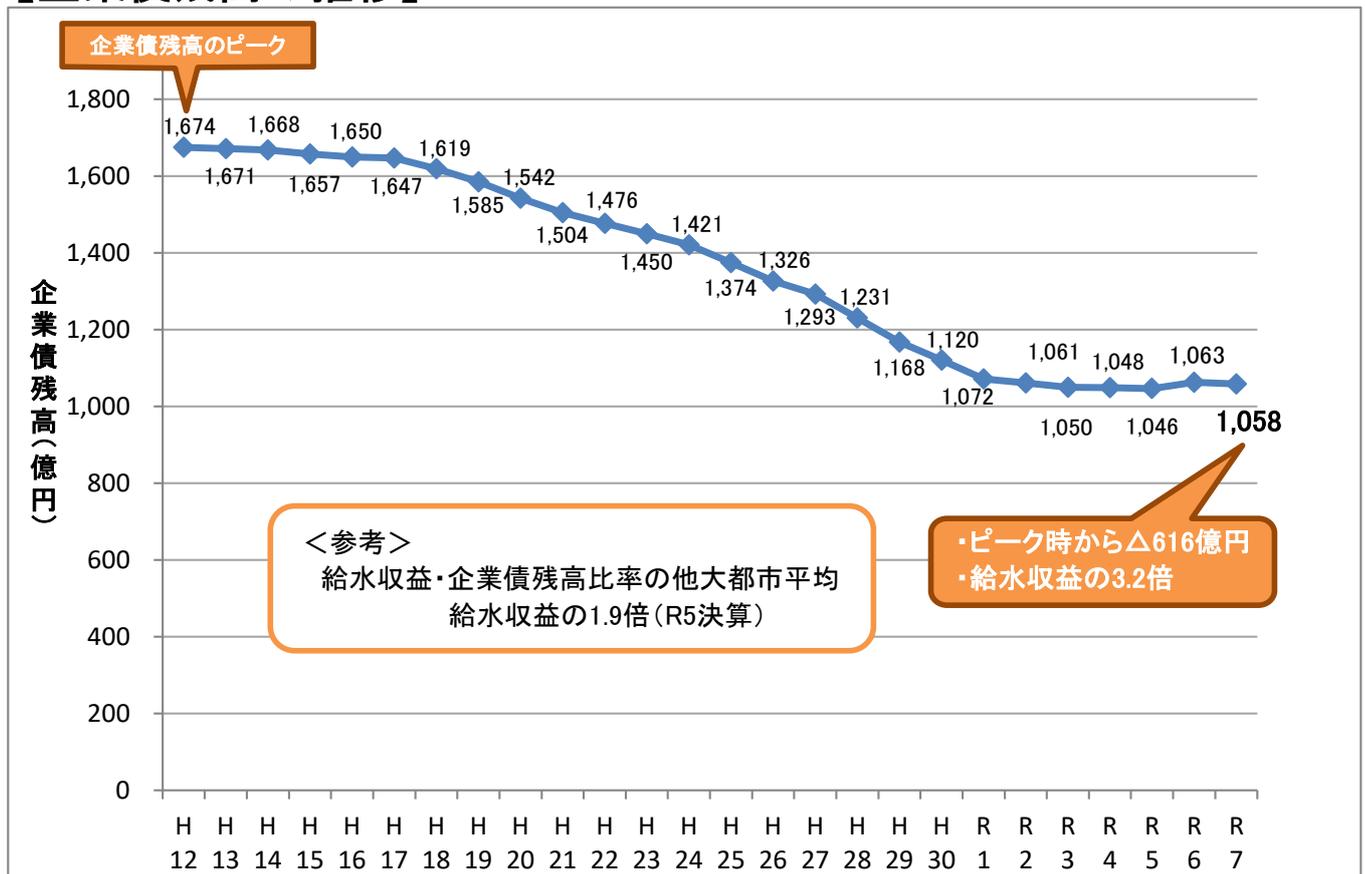


## 【給水収益及び損益の推移(消費税抜)】



※R5までは決算、R6は最終予算、R7は当初予算ベースでの計数  
※( )内は長期前受金戻入を除いた利益

## 【企業債残高の推移】



## Ⅱ 一般会計予算案の概要

### 歳 入

款	項	目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
					金額 A-B	率 A/B
21. 財産収入	1. 財産運用収入	2. 利子及び 配当金	千円 1,210	千円 1,330	千円 △ 120	% 91.0
23. 繰入金	水道水源 13. かん養事業 基金繰入金	水道水源 1. かん養事業 基金繰入金	15,650	20,181	△ 4,531	77.5
26. 市債	1. 市債	4. 環境債	1,816,000	1,262,000	554,000	143.9
合 計			1,832,860	1,283,511	549,349	142.8

### 歳 出

款	項	目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
					金額 A-B	率 A/B
5. 環境費	2. 上水道費	1. 上水道費	千円 2,055,365	千円 1,508,931	千円 546,434	% 136.2

### 地方債

起債の目的	限度額
水道事業出資金	千円 1,816,000

( △印減 )

事 項 説 明
水道水源かん養事業基金から生じる利子収入
水道水源かん養事業の財源に充当するための基金受入金
水道事業出資金に充当する起債

事 項 説 明	千円		
	7 年 度	6 年 度	増 減
1. 簡易水道事業に対する負担金	76,766	87,419	△ 10,653
2. 福岡地区水道企業団等に対する補助金	43,441	34,093	9,348
3. 水道水源かん養事業に対する補助金	15,650	20,181	△ 4,531
4. 水道事業に対する出資金 (水道事業会計への繰出金 合計)	1,918,298 ( 2,054,155)	1,365,908 ( 1,507,601)	552,390 ( 546,554)
5. 水道水源かん養事業基金利子収入積立金 (年度末水道水源かん養事業基金残高)	1,210 152,716	1,330 167,156	△ 120 △ 14,440
<参考>水道水源かん養事業基金(一般会計)の状況 (単位:千円)			
	令和7年度	内 容	
前年度末残高	167,156		
水道水源かん養事業基金利子収入積立額	1,210	運用利子の積立て	
水道水源かん養事業基金取崩額	△ 15,650	水源地域の森林保全事業や水源地域との連携・協力事業などの財源として取崩し	
年度末水道水源かん養事業基金残高	152,716		

### Ⅲ 工業用水道事業会計

#### 1 需給計画表

項 目	令和7年度 予 算 案	令和6年度 最終予算	令和5年度 決 算	令和4年度 決 算
平均契約水量 ( $m^3$ /日)	8,426	8,389	7,876	8,224
施設能力 ( $m^3$ /日)	20,000	20,000	20,000	20,000
給水事業所数 (事業所)	30	30	30	31

#### 2 業務の予定量

項 目	令和7年度	令和6年度	差 引
給水事業所数 (事業所)	30	30	—
年間総給水量 ( $m^3$ )	3,119,547	3,103,390	16,157
一日平均給水量 ( $m^3$ )	8,547	8,502	45

#### 3 料金収入

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和6年度	差 引
給水収益	232,891	231,619	1,272

#### 4 工業用水道事業会計予算案

##### (1) 収益の収入及び支出

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度	令和6年度	増減(△)額	伸び率
工業用水道事業収益	1. 営業収益	232,915	231,643	1,272	0.5
	2. 営業外収益	42,667	13,091	29,576	225.9
	収益計	275,582	244,734	30,848	12.6
工業用水道事業費用	1. 営業費用	311,075	267,840	43,235	16.1
	2. 営業外費用	20,058	21,511	△ 1,453	△ 6.8
	3. 予備費	1,000	1,000	—	—
	費用計	332,133	290,351	41,782	14.4
収益・費用差引		△ 56,551	△ 45,617	△ 10,934	

##### (2) 資本の収入及び支出

(単位：千円、%)

款	項	令和7年度	令和6年度	増減(△)額	伸び率
資本の収入	1. 企業債	232,000	106,000	126,000	118.9
	2. 補助金	3,000	—	3,000	—
	収入計	235,000	106,000	129,000	121.7
資本の支出	1. 建設改良費	249,000	111,709	137,291	122.9
	2. 償還金	32,558	36,763	△ 4,205	△ 11.4
	3. 予備費	1,000	1,000	—	—
	支出計	282,558	149,472	133,086	89.0
収入・支出差引		△ 47,558	△ 43,472	△ 4,086	

(3) 企 業 債 限 度 債 額 232,000千円

(4) 一 時 借 入 金 借 入 限 度 債 額 200,000千円

(5) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、「消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用」とする。



## 5 工業用水道事業会計予算案の内訳

### (1) 収益的収入及び支出

#### ア 収入

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1. 工業用水道事業収益	千円 275,582	千円 244,734	千円 30,848	% 112.6
1. 営業収益	232,915	231,643	1,272	100.5
1. 給水収益	232,891	231,619	1,272	100.5
2. その他営業収益	24	24	—	100.0
2. 営業外収益	42,667	13,091	29,576	325.9
1. 使用料	7	6	1	116.7
2. 消費税還付金	15,722	850	14,872	著増
3. 補償金	15,000	—	15,000	皆増
4. 長期前受金入戻	11,937	12,233	△ 296	97.6
5. 雑収益	1	1	—	100.0
▲ 受取利息	—	1	△ 1	皆減

#### イ 支出

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1. 工業用水道事業費用	千円 332,133	千円 290,351	千円 41,782	% 114.4
1. 営業費用	311,075	267,840	43,235	116.1
1. 営業費	181,192	123,413	57,779	146.8
2. 減価償却費	127,272	115,260	12,012	110.4
3. 資産減耗費	2,611	29,167	△ 26,556	9.0
2. 営業外費用	20,058	21,511	△ 1,453	93.2
1. 支払利息	19,139	21,070	△ 1,931	90.8
2. 企業借費 取 扱 諸 債 費	919	441	478	208.4
3. 予備費	1,000	1,000	—	100.0
1. 予備費	1,000	1,000	—	100.0

主 な 内 容			
	7年度	6年度	千円 増減
水道料金収入	228,126	226,854	1,272
メーター使用料収入	4,765	4,765	—
給水契約に伴う手数料			
不動産使用料			
消費税及び地方消費税の還付金			
下水道整備工事に伴う配水管移仮設の補償金			
過去に建設改良費に充てた補助金等に係る当年度収益化に伴う戻入益			

主 な 内 容			
	7年度	6年度	千円 増減
施設の維持管理及び業務運営に要する費用			
工業用水道金島浄水場包括委託料	87,978	87,978	—
移仮設等修繕費	46,858	13,116	33,742
その他の経費（配水管、メーター維持管理経費等）	46,356	22,319	24,037
有形固定資産減価償却費			
固定資産除却費	2,611	8,487	△ 5,876
固定資産撤去費	—	20,680	△ 20,680
企業債利息	18,139	20,070	△ 1,931
借入金利息	1,000	1,000	—
企業債の借入れ及び償還に要する手数料			

## (2) 資本的収入及び支出

## ア 収入

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1. 資本的収入	千円 235,000	千円 106,000	千円 129,000	% 221.7
1. 企業債	232,000	106,000	126,000	218.9
1. 企業債	232,000	106,000	126,000	218.9
2. 補助金	3,000	—	3,000	皆増
1. 国庫補助金	3,000	—	3,000	皆増

## イ 支出

科 目	令和7年度 A	令和6年度 B	比較	
			金額 A-B	率 A/B
1. 資本的支出	千円 282,558	千円 149,472	千円 133,086	% 189.0
1. 建設改良費	249,000	111,709	137,291	222.9
1. 配水管整備費	85,770	102,667	△ 16,897	83.5
2. 浄水場整備費	152,000	6,199	145,801	著増
3. 設備費	11,230	2,843	8,387	395.0
2. 償還金	32,558	36,763	△ 4,205	88.6
1. 企業債償還金	32,558	36,763	△ 4,205	88.6
3. 予備費	1,000	1,000	—	100.0
1. 予備費	1,000	1,000	—	100.0

主 な 内 容			
	7年度	6年度	千円 増減
浄水場整備費充当債	152,000	6,000	146,000
配水管整備費充当債	80,000	100,000	△ 20,000
配水管整備事業に対する国庫補助金			

主 な 内 容			
配水支管更新工事費（延長142m）			
金島浄水場汚泥掻寄機設備更新工事			
量水器購入費			
企業債元金償還金			

## 6 工業用水道事業の財政状況

### 財政収支計画（令和3～6年度）

（消費税抜、単位：千円）

年度	収 益 的 収 入			支 出	単 年 度 損 益	※3 利 益 処 分	累 積 損 益
	給水収益※1	その他	計				
	令和3年度 決算	201,922	12,225	214,147	170,017	44,130	—
令和4年度 決算	203,005	12,228	215,233	213,519	1,714	—	561,858
令和5年度 決算	195,751	16,661	212,412	300,184	△ 87,772	—	474,086
令和6年度 最終予算	206,231	16,597	222,828	278,521	△ 55,693	—	418,393
※2 4か年計 (A)	[801,520] 806,909	[79,731] 57,711	[881,251] 864,620	[1,150,486] 962,241	[△ 269,235] △ 97,621	—	期間中残高増減 [△ 269,235] △ 97,621
令和3～6年度 財政収支見込額と 計画額との差引	5,389	△ 22,020	△ 16,631	△ 188,245	171,614	—	期間中残高増減 171,614

### 財政収支見込（令和7～10年度）

（消費税抜、単位：千円）

年度	収 益 的 収 入			支 出	単 年 度 損 益	※3 利 益 処 分	累 積 損 益
	給水収益※1	その他	計				
	令和7年度 予算案	207,388	31,301	238,689	317,808	△ 79,119	—
令和8年度 計画	207,388	16,255	223,643	332,479	△ 108,836	—	230,438
令和9年度 計画	207,944	16,677	224,621	342,448	△ 117,827	—	112,611
令和10年度 計画	219,433	17,571	237,004	343,303	△ 106,299	—	6,312
4か年計 (B)	842,153	81,804	923,957	1,336,038	△ 412,081	—	期間中残高増減 △ 412,081
差 引 (B) - (A)	35,244	24,093	59,337	373,797	△ 314,460	—	期間中残高増減 △ 314,460

※1 給水収益はメーター使用料を除く。

※2 [ ] 書きの数値は令和3年度～6年度財政収支計画の計画額

※3 「利益処分」額には、平成26年度からの公営企業会計基準の適用に伴い、未処分利益剰余金に再計上することとなった、企業債の償還財源として使用した減債積立金取崩額は含めていない。  
なお、平成29年度以降の単年度損益は、資金確保のため、利益処分を行わず累積損益に積み上げている。

(消費税込、単位:千円)

(単位:千円)

資 本 的 収 支			補 て ん 財 源 ※5		単年度資金 過不足額	累積資金 過不足額	企 業 債 残 高
※4 収 入	※4 支 出	資本的収支 過不足額	損益勘定 留保資金等	単年度損益 (長期前受金戻入除く)			
318,320	374,784	△ 56,464	73,551	36,447	53,534	498,514	1,903,272
788,100	839,739	△ 51,639	144,370	△ 5,969	86,762	585,276	2,580,480
138,000	187,954	△ 49,954	127,826	△ 100,005	△ 22,133	563,143	2,599,599
510,343	556,000	△ 45,657	136,008	△ 67,926	22,425	585,568	3,062,836
[982,900] 1,754,763	[1,321,365] 1,958,477	[△ 338,465] △ 203,714	[546,133] 481,755	[△ 331,898] △ 137,453	[△ 124,230] 140,588	期間中残高増減 [△ 124,230] 140,588	期間中残高増減 [681,654] 1,393,655
771,863	637,112	134,751	△ 64,378	194,445	264,818	期間中残高増減 264,818	期間中残高増減 712,001

(消費税込、単位:千円)

(単位:千円)

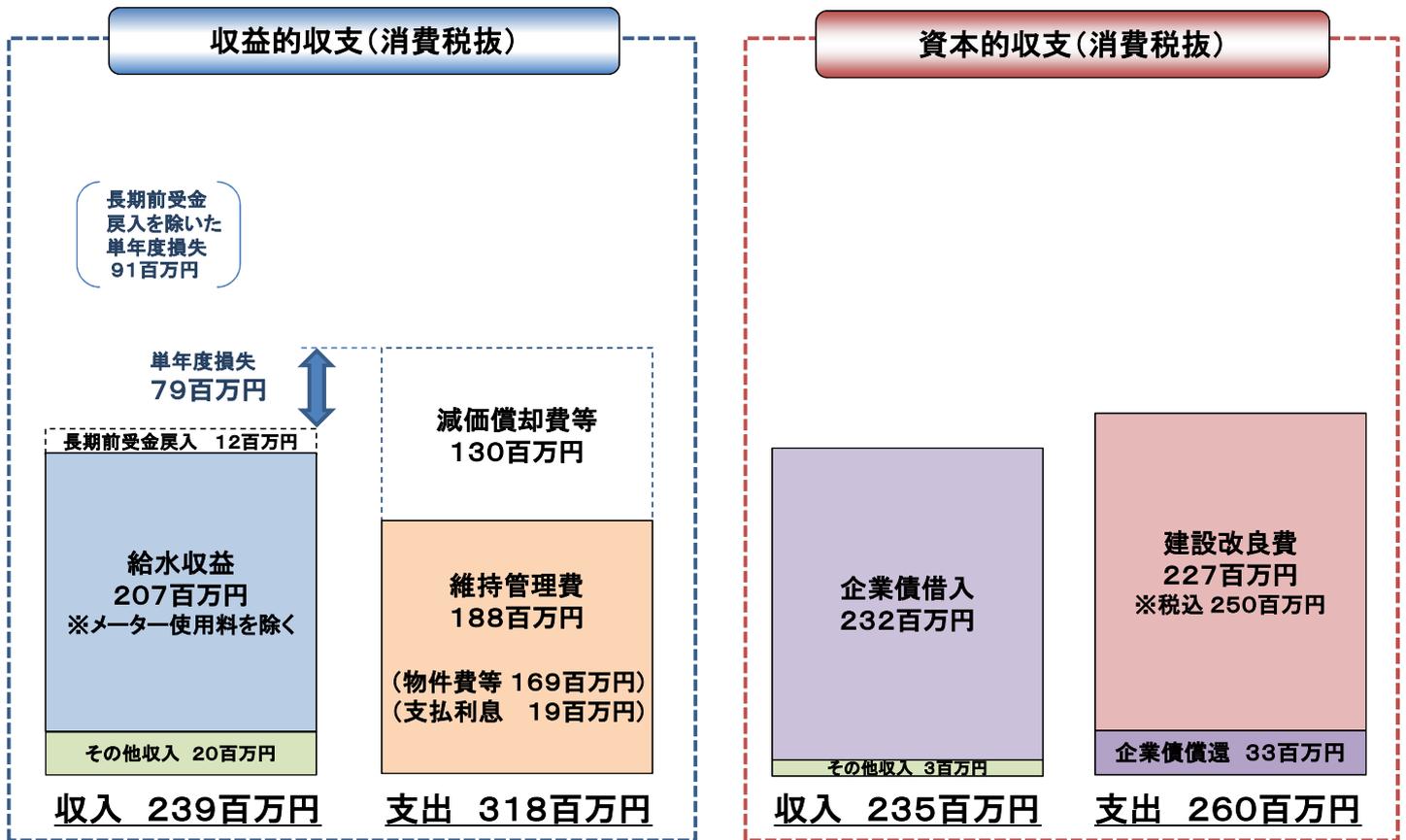
資 本 的 収 支			補 て ん 財 源 ※5		単年度資金 過不足額	累積資金 過不足額	企 業 債 残 高
収 入	支 出	資本的収支 過不足額	損益勘定 留保資金等	単年度損益 (長期前受金戻入除く)			
235,000	282,558	△ 47,558	152,451	△ 91,056	13,837	599,405	3,262,278
—	50,209	△ 50,209	129,441	△ 120,727	△ 41,495	557,910	3,235,107
101,250	218,290	△ 117,040	134,110	△ 130,140	△ 113,070	444,840	3,210,069
389,750	480,601	△ 90,851	136,246	△ 119,506	△ 74,111	370,729	3,187,276
726,000	1,031,658	△ 305,658	552,248	△ 461,429	△ 214,839	期間中残高増減 △ 214,839	期間中残高増減 124,440
△ 1,028,763	△ 926,819	△ 101,944	70,493	△ 323,976	△ 355,427	期間中残高増減 △ 355,427	期間中残高増減 △ 1,269,215

※4 令和6年度最終予算の資本的収支には、令和5年度からの繰越額を含む。

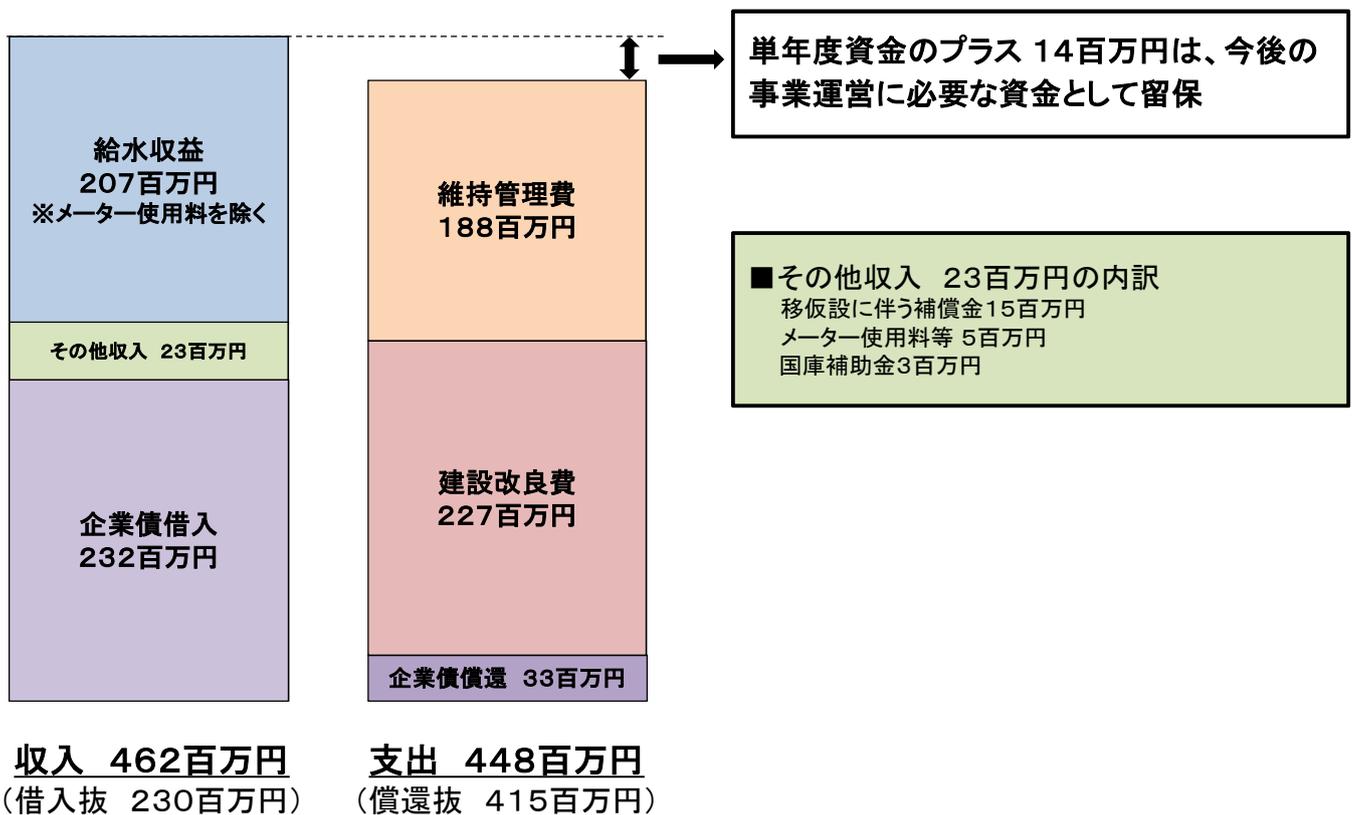
※5 「補てん財源」とは、収益的収支において現金の支出を必要としない減価償却費等の費用を計上していることなどにより企業内部に留保された資金で、これにより企業債の償還などによって生じる資本的収支不足額を補てんするもの

# 《参考》工業用水道事業の財政状況（図解）

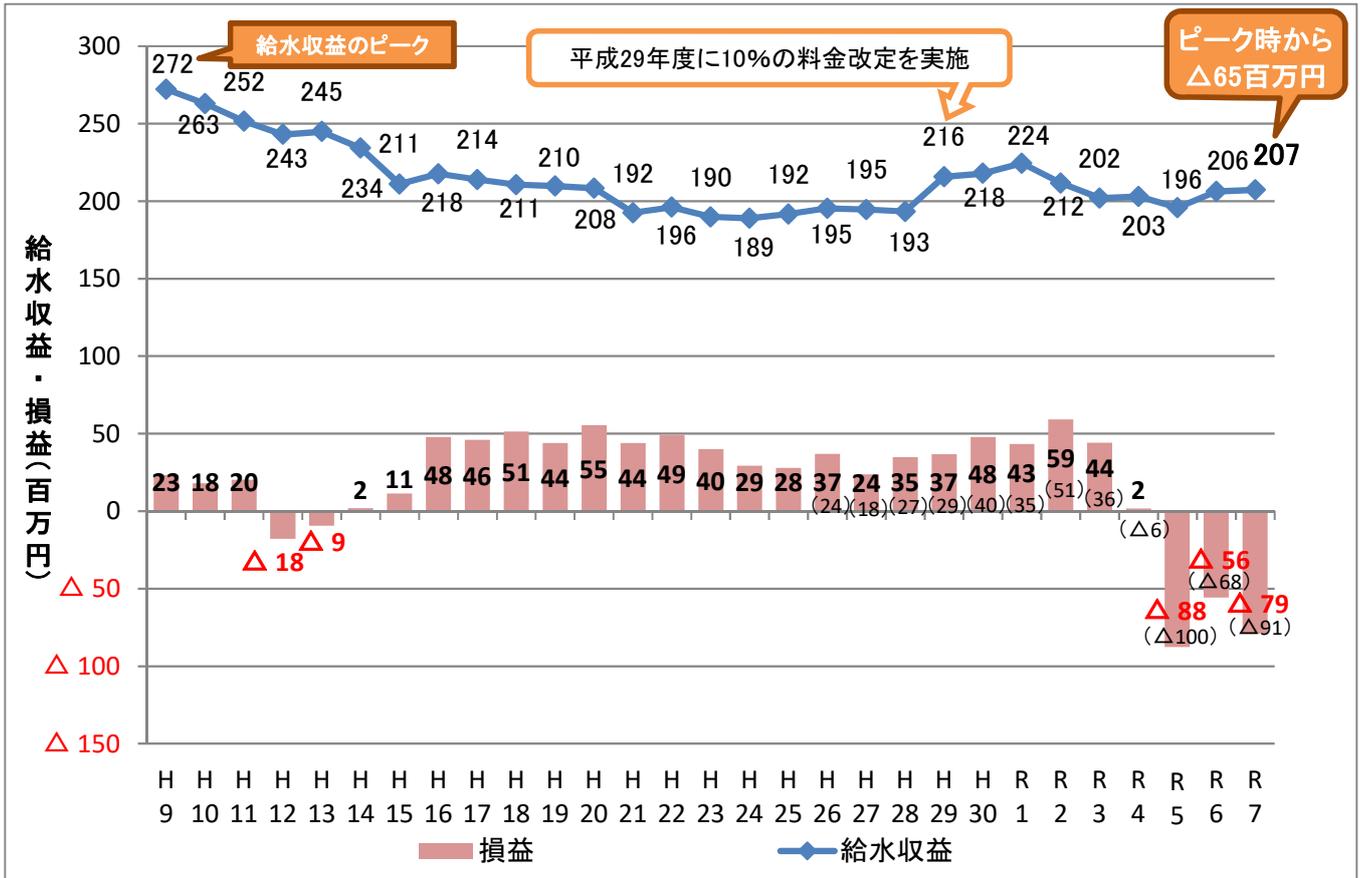
## 【予算ベースの収支】



## 【資金収支（一般会計と同様の現金会計ベース）】 = 収益的収支 + 資本的収支 - 非現金収支（長期前受金戻入、減価償却費等）等

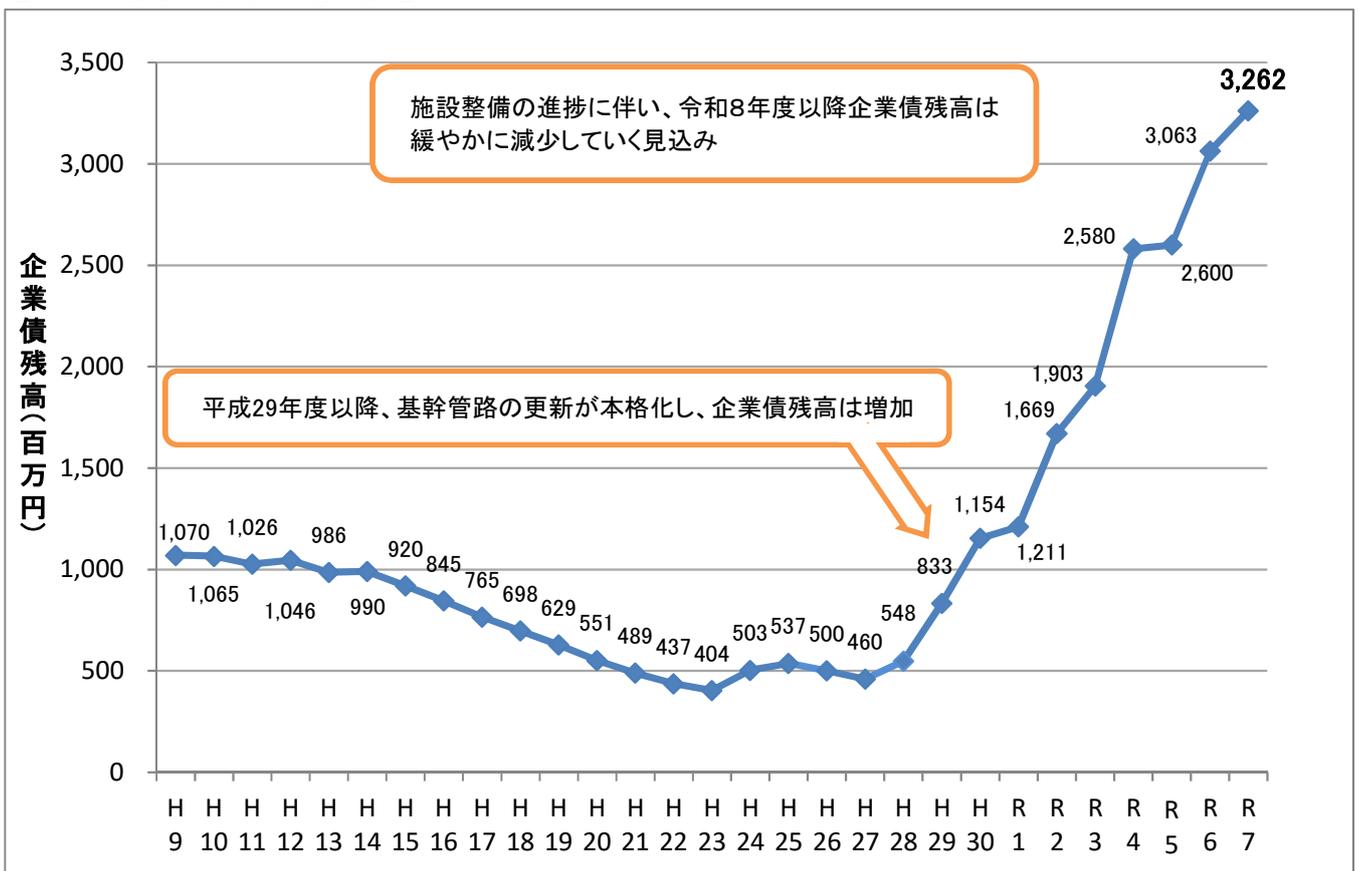


## 【給水収益及び損益の推移(消費税抜)】



※R5までは決算、R6は最終予算、R7は当初予算ベースでの計数  
 ※( )内は長期前受金戻入を除いた利益  
 ※給水収益は、メーター使用料を除く。

## 【企業債残高の推移】



## IV 条例案の概要

### 1 議案第 80 号

#### 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

##### 第 1 改正の理由

市長事務部局の職員について、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に対して勤勉手当を支給すること等に鑑み、水道局企業職員についても、これに準じた改正を行う等の必要がある。

##### 第 2 改正の内容

- ① 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもの。

現行	改正後
午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

- ② 特定任期付職員について、特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当に加えて勤勉手当を支給するもの。
- ③ フレックスタイム制の導入に伴い規定の整備を行うもの。
- ④ 刑法の一部改正（懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設）に伴う規定の整備を行うもの。

##### 第 3 施行期日（附則）

第 2 の①から③については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 の④については、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が定めるもの(以下「管理職員」という。)が勤務を要しない日、休日又は代休日(次項において「週休日等」という。)に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p>第14条 特定任期付職員業績手当は、福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が定めるもの(以下「管理職員」という。)が勤務を要しない日、<u>勤務時間を割り振らない日</u>、休日又は代休日(次項において「週休日等」という。)に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>第14条 削除</p>

現 行	改 正 案
<p>(退職手当) 第 15 条 (略) 2 (略) 3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第 11 条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間(福岡市職員退職手当支給条例(平成 16 年福岡市条例第 10 号。以下「退職手当条例」という。))第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前にあつては支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。 4・5 (略)</p>	<p>(退職手当) 第 15 条 (略) 2 (略) 3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第 11 条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間(福岡市職員退職手当支給条例(平成 16 年福岡市条例第 10 号。以下「退職手当条例」という。))第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前にあつては支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。 4・5 (略)</p>
<p>第 16 条～第 19 条の 4 (略)</p>	<p>第 16 条～第 19 条の 4 (略)</p>
<p>(適用除外) 第 20 条 (略) 2 育児休業法第 18 条第 1 項及び任期付職員条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員については、第 4 条、第 4 条の 3 及び第 15 条の規定は、適用しない。 3 特定任期付職員については、第 4 条、第 4 条の 3、第 7 条から第 9 条まで、<u>第 11 条及び第 13 条(勤勉手当に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外) 第 20 条 (略) 2 育児休業法第 18 条第 1 項及び福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成 14 年福岡市条例第 51 号。以下「任期付職員条例」という。))第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員については、第 4 条、第 4 条の 3 及び第 15 条の規定は、適用しない。 3 <u>任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて採用された職員</u>については、第 4 条、第 4 条の 3、第 7 条から第 9 条まで及び<u>第 11 条</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>(会計年度任用職員の給与) 第 21 条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員には、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 10 条の 2、<u>第 11 条及び第 14 条</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与) 第 21 条 (略) 2 フルタイム会計年度任用職員には、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 10 条の 2 <u>及び第 11 条</u>の規定は、適用しない。</p>
<p>第 22 条 (略) 2 パートタイム会計年度任用職員には、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 10 条の 2、第 11 条、<u>第 14 条</u>及び第 15 条の規定は、適用しない。</p>	<p>第 22 条 (略) 2 パートタイム会計年度任用職員には、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 10 条の 2、第 11 条及び第 15 条の規定は、適用しない。</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>



## 2 議案第 81 号

### 福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 第 1 改正の理由

国内の水道事業に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることに鑑み、国において水道法施行令に定める資格要件が改正されたことから、福岡市においてもこの政令に準じて定める条例の一部を改正するもの。

#### 第 2 改正の内容

##### ○ 布設工事監督者の資格（第 4 条）

- ・ 大学等の学科要件において、「機械工学科（機械科）」若しくは「電気工学科（電気科）」又はこれらに相当する課程を追加  
（現行は、「土木工学科（土木科）」又はこれに相当する課程のみ）
- ・ 実務経験の要件において、工業用水道、下水道、道路又は河川の業種を追加  
※ただし、実務経験年数の半分以上は水道に関する実務経験を有すること  
（現行は、水道に関する実務経験のみ）

##### ○ 水道技術管理者の資格（第 5 条）

- ・ 大学の学科要件において、土木工学科又はこれに相当する課程の履修に改正  
（現行は、土木工学科又はこれに相当する課程の中の衛生工学、水道工学の履修に限定）

#### 第 3 施行期日（附則）

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



現 行	改 正 案
<p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>	<p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 (次号において「高等学校等」という。) において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>
<p>(5) 10年以上水道__の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p>	<p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>
<p>(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者</p> <p>2 簡易水道事業の用に供する水道 (以下「簡易水道」という。) については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」</p> <p>_____と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」</p> <p>_____と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」</p> <p>_____と、同項第4号中「7年以上」とあ</p>	<p>(8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者</p> <p>2 簡易水道事業の用に供する水道 (以下「簡易水道」という。) については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川 (以下この項において「水道等」という。) に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等</p>

現 行	改 正 案
<p>るのは「3年6か月以上」</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>と</p> <hr/> <p>それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p>
<p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <hr/>	<p>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、</p>	<p>(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、</p>

現 行	改 正 案
<p>農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</p> <p>_____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者</p> <p>2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」</p> <p>_____と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると水道事業管理者が認める者</p> <p>2 簡易水道又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p>

# V 令和7年度組織図(案)

凡例： □ …新設、----- …名称変更

## 1 水道局組織図(案)

令和6年度(現行)	令和7年度(案)
<b>管理者</b> <b>理事 (478)</b>	<b>管理者</b> <b>理事 (477)</b>
<b>総務部 (91)</b>	<b>総務部 (84)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 25 課長(給与) 【総務企画局人事課長が兼務】</li> <li>経営企画課 7</li> <li>経理課 14</li> <li>契約課 9</li> <li>営業企画課 16</li> <li>営業管理課 8</li> <li>博多営業所 11</li> </ul> <p>&lt;他の営業所(東、中央、南、城南、早良、西)は民間委託&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課 24 課長(給与) 【総務企画局人事課長が兼務】</li> <li>経理課 14</li> <li>契約課 10</li> <li>営業企画課 16</li> <li>営業管理課 8</li> <li>博多営業所 11</li> <li>課長(働き方DX推進) 【総務課長が兼務】</li> </ul> <p>&lt;他の営業所(東、中央、南、城南、早良、西)は民間委託&gt;</p>
<b>計画部 (30)</b>	<b>計画部 (37)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域連携課 7</li> <li>計画課 9</li> <li>技術管理課 13</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域連携課 7</li> <li>事業調整課 7</li> <li>計画課 9</li> <li>技術企画課 13</li> <li>課長(技術継承) 【浄水部設備課長が兼務】</li> <li>課長(技術継承) 【浄水部水道水質センター所長が兼務】</li> </ul>
<b>浄水部 (190)</b>	<b>浄水部 (190)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水調整課 10</li> <li>水管理課 16</li> <li>浄水施設課 21</li> <li>設備課 20</li> <li>水道水質センター 15</li> <li>乙金浄水場 20</li> <li>多々良浄水場 21</li> <li>高宮浄水場 25</li> <li>夫婦石浄水場 23</li> <li>瑞梅寺浄水場 18</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水調整課 10</li> <li>水管理課 16</li> <li>浄水施設課 21</li> <li>設備課 20</li> <li>水道水質センター 15</li> <li>乙金浄水場 20</li> <li>多々良浄水場 21</li> <li>高宮浄水場 25</li> <li>夫婦石浄水場 23</li> <li>瑞梅寺浄水場 18</li> </ul>
<b>保全部 (74)</b>	<b>保全部 (74)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保全調整課 11</li> <li>保全課 24</li> <li>管修理課 22</li> <li>節水推進課 16</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全調整課 11</li> <li>保全課 24</li> <li>管修理課 22</li> <li>節水推進課 16</li> </ul>
<b>配水部 (92)</b>	<b>配水部 (91)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>整備推進課 13</li> <li>東部管整備課 29</li> <li>中部管整備課 23</li> <li>西部管整備課 26</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備推進課 12</li> <li>東部管整備課 29</li> <li>中部管整備課 23</li> <li>西部管整備課 26</li> </ul>

《参考資料》

1 令和7年度水道料金（小呂島地区簡易水道事業を除く）用途別内訳（対令和6年度当初予算比較）

用 途	令和7年度 当初予算								
	延戸数		使用水量		金額		延戸数		
	戸	構成比	m <sup>3</sup>	構成比	千円	構成比	戸	構成比	
合 計	( 984,500 )				< 32,681,000 >	< 100.0 >	( 970,700 )		
	5,845,300	100.0	150,467,100	100.0	35,949,100	100.0	5,764,400	100.0	
家 事 用	( 915,900 )				< 19,973,000 >	< 61.1 >	( 902,900 )		
	5,435,700	93.0	119,911,500	79.7	21,970,300	61.1	5,358,600	93.0	
家事以外の用	( 66,700 )				< 12,410,000 >	< 38.0 >	( 66,000 )		
	399,000	6.8	30,219,000	20.1	13,651,000	38.0	395,200	6.8	
そ の 他	公衆浴場用	( 8 )			< 2,000 >	< 0.0 >	( 9 )		
		48	0.0	32,510	0.0	2,200	0.0	54	0.0
	一時用	( 1,892 )			< 296,000 >	< 0.9 >	( 1,791 )		
	10,552	0.2	304,090	0.2	325,600	0.9	10,546	0.2	
小 計	( 1,900 )				< 298,000 >	< 0.9 >	( 1,800 )		
	10,600	0.2	336,600	0.2	327,800	0.9	10,600	0.2	

※延戸数の上段（ ）書きは、年度末戸数

※金額の上段〈 〉書きは、消費税抜金額

※金額の下段は、消費税込金額

令和6年度 当初予算				差 引 増 減					
使用水量		金 額		延 戸 数		使用水量		金 額	
	構成比		構成比		伸 率		伸 率		伸 率
m <sup>3</sup>	%	千円	%	戸	%	m <sup>3</sup>	%	千円	%
		< 32,041,000 >	< 100.0 >	( 13,800 )				< 640,000 >	< 2.0 >
148,586,800	100.0	35,245,100	100.0	80,900	1.4	1,880,300	1.3	704,000	2.0
		< 19,734,000 >	< 61.6 >	( 13,000 )				< 239,000 >	< 1.2 >
118,695,100	79.9	21,707,400	61.6	77,100	1.4	1,216,400	1.0	262,900	1.2
		< 11,969,000 >	< 37.4 >	( 700 )				< 441,000 >	< 3.7 >
29,515,100	19.9	13,165,900	37.4	3,800	1.0	703,900	2.4	485,100	3.7
		< 2,000 >	< 0.0 >	( △ 1 )				< - >	< - >
30,900	0.0	2,200	0.0	△ 6	△ 11.1	1,610	5.2	-	-
		< 336,000 >	< 1.0 >	( 101 )				< △ 40,000 >	< △ 11.9 >
345,700	0.2	369,600	1.0	6	0.1	△ 41,610	△ 12.0	△ 44,000	△ 11.9
		< 338,000 >	< 1.0 >	( 100 )				< △ 40,000 >	< △ 11.8 >
376,600	0.2	371,800	1.0	-	0.0	△ 40,000	△ 10.6	△ 44,000	△ 11.8

令和7年度当初予算 水道料金（小呂島地区簡易水道事業を除く）用途別内訳

用途	区分			延戸数	構成比	使用水量	構成比	金額			
	メーター口径	使用水量	単価					千円	%		
			(1か月当たり)								
家事用	基本料金	13mm	—	850	2,884,074	53.1	—	—	4,785,256	41.1	
		20mm	—	1,330	2,518,692	46.3	—	—	6,621,334	56.9	
		25mm以上	—	3,110～	32,934	0.6	—	—	239,305	2.0	
		計			5,435,700	100.0	—	—	11,645,895	100.0	
	従量料金	第1段	0	—	—	221,230	4.1	—	—	—	—
			25mm以下	1～10	17	2,711,600	49.9	81,499,560	68.0	1,385,492	16.6
			40mm以上	1～10	120	270	0.0	29,240	0.0	3,509	0.1
		第2段	11～20	155	1,907,390	35.1	29,515,200	24.6	4,574,856	54.9	
		第3段	21～30	243	494,650	9.1	6,435,300	5.4	1,563,778	18.8	
		第4段	31～50	284	94,580	1.7	1,267,500	1.0	359,970	4.3	
		第5段	51～100	335	4,350	0.1	219,600	0.2	73,566	0.9	
	計	101～	387	1,630	0.0	945,100	0.8	365,754	4.4		
	計	税抜合計			5,435,700	93.0	119,911,500	79.7	19,972,820	61.1	
		消費税							《 19,973,000 》		
税込合計							《 1,997,300 》				
家事以外の用	基本料金	13mm	—	850	198,670	49.8	—	—	332,099	15.7	
		20mm	—	1,330	129,409	32.4	—	—	339,409	16.1	
		25mm以上	—	3,110～	70,921	17.8	—	—	1,441,297	68.2	
		計			399,000	100.0	—	—	2,112,805	100.0	
	従量料金	第1段	0	—	—	25,820	6.5	—	—	—	—
			25mm以下	1～10	17	205,320	51.4	4,733,400	15.7	80,468	0.8
			40mm以上	1～10	175	2,830	0.7	577,900	1.9	101,133	1.0
		第2段	11～30	243	95,640	24.0	4,270,100	14.1	1,037,634	10.1	
		第3段	31～100	335	44,770	11.2	5,696,000	18.8	1,908,160	18.5	
		第4段	101～300	416	16,720	4.2	5,583,000	18.5	2,322,528	22.6	
		第5段	301～1,000	497	6,340	1.6	5,000,400	16.6	2,485,199	24.1	
	計	1,001～	542	1,560	0.4	4,358,200	14.4	2,362,144	22.9		
	計	税抜合計			399,000	6.8	30,219,000	20.1	12,410,071	38.0	
		消費税							《 12,410,000 》		
税込合計							《 1,241,000 》				
その他	公衆浴場用	基本料金		—	850～	48	100.0	—	—	371	100.0
		従量料金	0	—	—	—	—	—	—	—	—
			25mm以下	1～10	17	—	—	840	2.6	15	1.1
			40mm以上	1～10	35	—	—	120	0.4	4	0.3
		第2段	11～	44	48	100.0	31,550	97.0	1,388	98.6	
	計			48	100.0	32,510	100.0	1,407	100.0		
	一時用	税抜合計			8	0.5	32,510	9.7	1,778	0.6	
		消費税									
		税抜合計			1,892	99.5	304,090	90.3	295,880	99.4	
		消費税									
税込合計			1,900	0.2	336,600	0.2	297,658	0.9			
消費税											
税込合計			10,600					《 298,000 》			
税込合計								《 29,800 》			
税込合計								《 327,800 》			
合計	税抜合計			984,500	100.0	150,467,100	100.0	32,680,549	100.0		
	消費税							《 32,681,000 》			
	税込合計			5,845,300				《 3,268,100 》			

※延戸数の〈 〉は、年度末戸数

※基本料金と従量料金の延戸数は、重複する。

※使用水量の〈 〉は、原単位（1戸1か月当たり使用水量）

※基本料金及び従量料金の金額は、消費税抜金額

※金額の《 》は、当初予算額

※当初予算額は、消費税抜金額を端数処理のうえ算出

## 2 令和7年度補助金の支出について

款別	補助金の名称	交付先	令和7年度 予算額 (A)	令和6年度 予算額 (B)	増減(△)額 (A-B)
水道 事業 費用	福岡地区水道企業団 に対する補助金	福岡地区水道企業団	千円 5,432	千円 5,923	千円 △ 491
	福岡市水道水源かん 養等活動助成金	自治会・町内会や子ども 会などの市民団体	900	900	—
	福岡市水源林ボラン ティア活動助成金	福岡市水源林ボランティ アの会	735	735	—
合 計			7,067	7,558	△ 491